

瀬戸市訓令第 2 号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和 3 7 年瀬戸市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 1 1 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(定義)						(定義)					
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。						第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。					
(1)から(7)まで <省略>						(1)から(7)まで <省略>					
(8) 主幹 規則第45条第2項に規定する主幹、瀬戸市消防本部組織規則第8条第2項に規定する主幹及び瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第2項に規定する主幹をいう。						(8) 主幹 規則第45条第2項に規定する主幹、瀬戸市消防本部組織規則第8条第1項に規定する主幹及び瀬戸市教育委員会事務局組織規則第7条第2項に規定する主幹をいう。					
(9)及び(10) <省略>						(9)及び(10) <省略>					
別表第2 (第5条、第6条関係)						別表第2 (第5条、第6条関係)					
1から3まで <省略>						1から3まで <省略>					
4 地域振興部						4 地域振興部					
主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>						<省略>					
観光課	<省略>		<省略>	<省略>		まるっとミュージアム課	<省略>		<省略>	<省略>	
<省略>						<省略>					
5及び6 <省略>						5及び6 <省略>					
7 都市整備部						7 都市整備部					

主務課 の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
<省略>					
建設課					
	都市公園	<省略>	<省略>	<省略>	
	<省略>			<省略>	
	都市緑化	<省略>	<省略>	<省略>	
用地課	市道及び都市 計画道路の用 地取得		市道及び都市計画 道路の用地取得の 実施計画	①市道及び都市計 画道路の用地取 得に係る調査の 実施	

主務課 の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
<省略>					
建設課	市道及び都市 計画道路の整 備促進		市道及び都市計画 道路の用地取得の 実施計画	①市道及び都市計 画道路の用地取 得に係る調査の 実施 ②取得土地の登記	
	河川及び排水 路の整備促進		河川及び排水路の 用地取得の実施計 画	①河川及び排水路 の用地取得に係 る調査の実施 ②取得土地の登記	
	公園緑地の整 備促進		公園緑地の用地取 得の実施計画	①公園緑地の用地 取得に係る調査 の実施 ②取得土地の登記	
	都市公園	<省略>	<省略>	<省略>	
	<省略>			<省略>	
	都市緑化	<省略>	<省略>	<省略>	

			②取得土地の登記
河川及び排水 路の用地取得		河川及び排水路の 用地取得の実施計 画	①河川及び排水路 の用地取得に係 る調査の実施 ②取得土地の登記
公園緑地の用 地取得		公園緑地の用地取 得の実施計画	①公園緑地の用地 取得に係る調査 の実施 ②取得土地の登記
<省略>			

<省略>					

8 消防本部

主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
予防課	<省略>		<省略>	<省略>	

8 消防本部

主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
消防課	<省略>		<省略>	<省略>	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。